

介護老人保健施設ノア指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

介護老人保健施設ノア居宅介護支援事業についてご説明いたします。

1. 事業概要

介護保険令に基づき、茨城県より指定を受けている事項

居宅介護支援事業所指定番号 0851480020

〃 の事業所名	介護老人保健施設ノア指定居宅介護支援事業所
〃 の所在地	高萩市高浜町3-154-1
〃 の電話番号	0293-24-2417
〃 の管理者	徳永 香代
〃 の実施地域	高萩市・日立市北部

2. 事業の目的

介護老人保健施設ノアが開設する指定居宅介護支援事業所ノア（以下「介護老人保健施設ノア事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護老人保健事業所の介護支援専門員が要介護状態又は、要支援状態のある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

3. 運営の方針

介護老人保健施設ノア事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても、可能な限り その居宅において、その有する能力に応じた 自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス 及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。

4. 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日（毎月第2、第4土曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日を除く）	
月曜日～金曜日	8：30～17：00
土曜日	8：30～12：30

利用者様の希望により、土曜日の営業日が変更になる場合がございます。

* 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

5. 職員体制及び職務内容

管理者 1名 事業所の職員の管理及び管理の業務

介護支援専門員 専従3名（うち1名は管理者兼務） 指定居宅介護支援の提供

6. 指定居宅介護支援のサービス内容と提供方法

① 介護サービス計画の作成

ご利用者の依頼により、自宅を訪問してご説明後、当事業者との契約を致します。

ご利用者、ご家族と相談して居宅介護サービスの計画を作成いたします。

② 当該地域における指定居宅介護支援事業者等に関するサービスの内容

当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。

③ 介護サービス事業者との連絡・調整

ご利用者のサービスについて電話等で連絡し、適宜サービス調整会議を開催いたします。

④ 介護サービス計画に基づくサービスの進行・管理

ご利用者のご自宅を訪問するとともに、電話等でサービスの実施状況の把握に努めます。また、サービス提供上ご利用者に問題がある場合にはサービスの見直しを致します。

⑤ 介護サービス計画に基づくサービス提供事業者に対する苦情の受付相談・処理

介護サービス計画に基づくサービス提供事業者と共に相手方に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに介護の担当者からも事情を確認し、適切かつ迅速な対応を致します。

(1) 相談窓口 介護老人保健施設ノア 0293-24-2417

居宅介護支援事業所 責任者 徳永 香代

(2) 行政機関その他苦情受付期間

高萩市健康福祉部 高齢福祉課	所在地 高萩市春日町3丁目10番地 電話番号 0293-22-0080
日立市保険福祉部 介護保険課	所在地 日立市助川町1-1-1 電話番号 0294-22-3111
国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978-301 電話番号 029-301-1550

⑥ 高齢者虐待防止の推進

事業者は、虐待の発生または再発を防止するため、「虐待等の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、措置を講じます。

⑦ 事業所は、感染症や非常事態の発生時における、サービス提供の継続的な実施及び、非常時も体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（B C P）を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

⑧ 身体拘束等の適正化の推進

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

⑨ ご利用者の秘密の保持

居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者及び家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。従事者であった者に、業務上知り得たご利用者又は扶養者の秘密を保持させる為、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき指導教育に努めます。

7. 指定居宅介護支援事業の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日市町村窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費	要介護1・2	10,860円／月
	要介護3・4・5	14,110円／月

(2) 交通費

前出の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額となります。

- | | |
|------------------------------|--------|
| 1 通常の実施地域から、片道おおむね10キロメートル未満 | 500円 |
| 2 通常の実施地域から、片道おおむね10キロメートル以上 | 1,000円 |

(3) 解約料

契約書、第5条の通り、30日以上の予告期間をもって解約をする事ができます。解約料は一切かかりません。

8・事故発生時の対応

居宅サービス計画作成の提供により事故が発生した場合は、主治医・市町村・利用者の家族に速やかに連絡を行う等の必要な措置を講じます。

9・衛生管理について

事業所では、感染症が発生し広がらないように検討する委員会を設置します。また感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備し、事業所職員に対して定期的に研修や訓練を行います。

10. ハラスメント対策

事業所は適切な業務の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な 関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員等の就業環境が害される事を防止する為の方針を明確化する等の 必要な措置を講じます。

11. 損害賠償責任

- ①事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所の加入する損害責任保険から支給される保険金の限度で、その損害を賠償するものとします。
- ②利用者の責に帰すべき事由によって事業所が損害を被った場合、利用者及びその家族は、連帶して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

令和　年　月　日

同 意 書

(乙) 当事業所は、(甲1)に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり
(甲1)(甲2)に対して介護老人保健施設ノア指定居宅介護支援事業契約書に基づき重要事項について説明致しました。

(乙) 居宅介護支援事業所

所在地 高萩市高浜町3丁目154-1

電話番号 0293-24-2417

名 称 介護老人保健施設ノア指定居宅介護支援事業所

説明者

介護支援専門員 印

(甲) 私は、介護老人保健施設ノア居宅介護支援事業契約書に基づいて
(乙) から重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者

氏 名 印

住 所

電話番号

(甲2) 利用者の家族

氏 名 (続柄) 印

住 所

電話番号